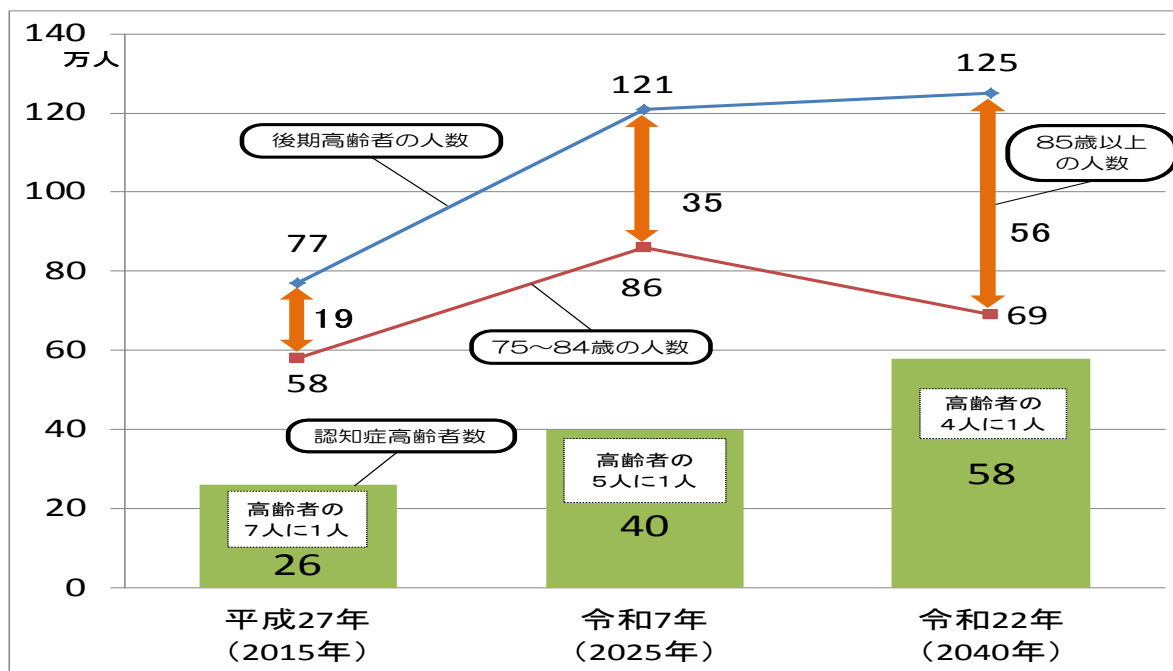


認知症施策の推進について

1 現状・課題

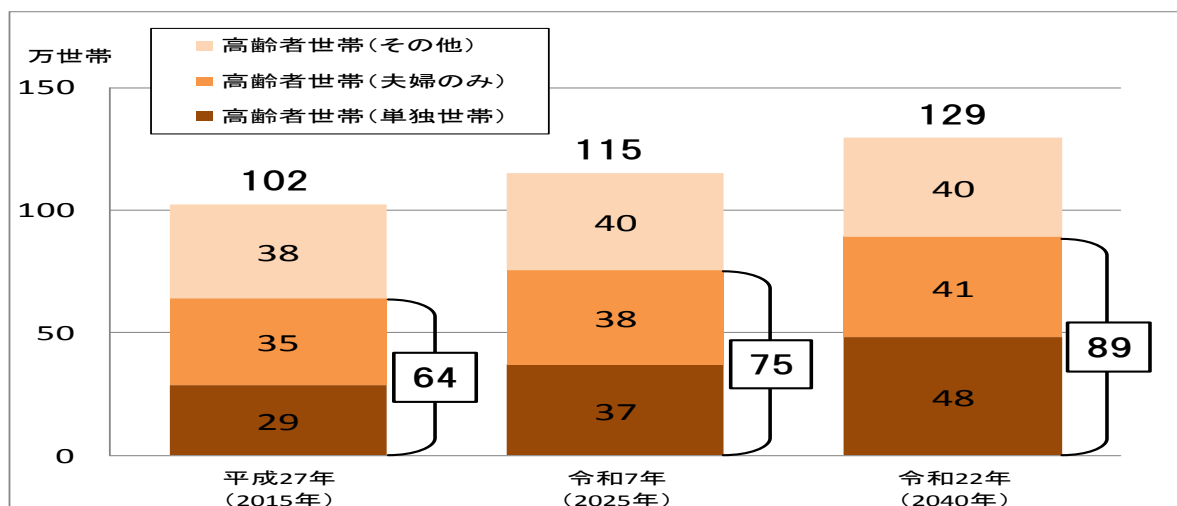
県内の後期高齢者数及び認知症高齢者数



出典：後期高齢者数：平成27年・総務省「国勢調査」、令和7年～・埼玉県推計

：認知症高齢者数：埼玉県地域包括ケア課推計

県内の高齢者世帯（構成）の推計数



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」2019（平成31）年推計

- 令和22年に向けて、県内では、認知症高齢者や高齢者の単独世帯が急増する。このため、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、見守りや生活支援など様々な施策を着実に実施していくことが課題となっている。

2 国の動き

(1) 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的な考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進。

対象期間：令和7年（2025年）まで

コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものになっている。
- 住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。

施策・5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

(2) 認知症基本法案（令和元年6月20日国会提出）

【法案の主な内容】

- ・ 認知症の定義、認知症の人の尊厳の保持などの基本理念
- ・ 基本計画等の策定（国：義務、都道府県・市町村：努力義務）
- ・ 基本的施策（教育、バリアフリー、社会参加、予防等）

3 県の取組

(1) 認知症の理解の促進及び家族への支援

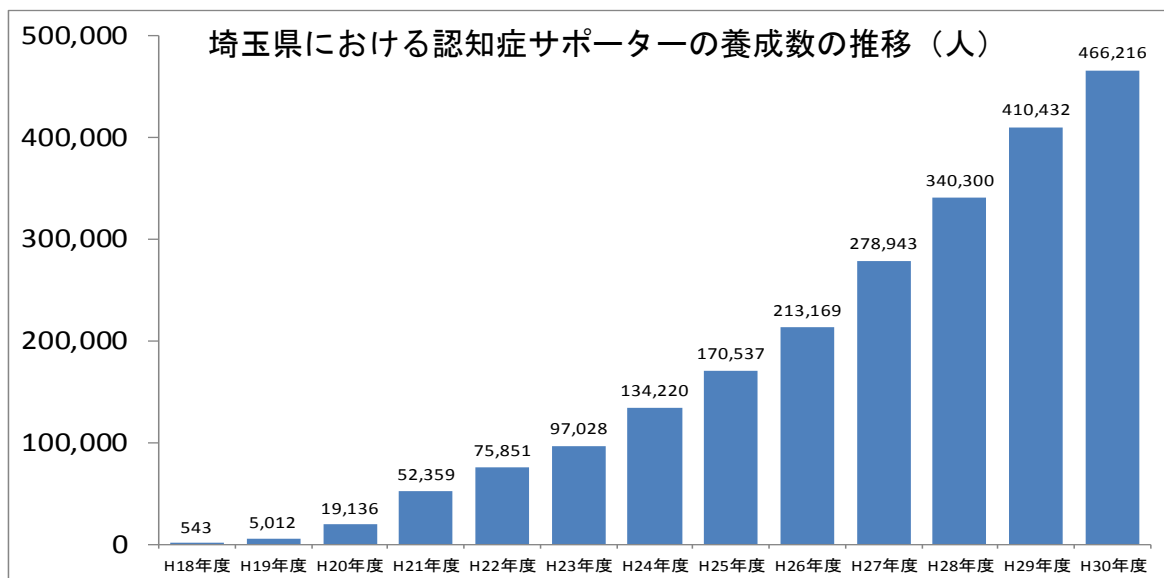
ア 認知症サポーターの養成と活動促進

認知症の人とその家族を見守り、応援者となる認知症サポーターの養成講座や、講座の講師となるキャラバン・メイトの養成研修等を実施している。また、サポーターの活動の場となるカフェの設置に向けて、市町村を支援している。

- ・ 認知症サポーター延べ養成数：488, 334人（令和元年9月末現在）

<平成30年度実績>

- ・ キャラバン・メイト養成研修：2回（196人参加）
- ・ 認知症サポーター養成講座見学会の実施：3回
(小学生向け、中学生向け、高校生向け各1回)
- ・ 認知症カフェの設置状況：394か所（平成30年度末現在）



オレンジカフェの様子

イ 相談対応・交流支援

家族介護者のための電話相談窓口を設置し、認知症の知識や介護技術に関する助言、精神面の支援を行っている。また、本人や家族がお互いに悩みなどを打ち明けられる交流集会を開催している。

<平成30年度実績>

・認知症電話相談件数：624件

内容	認知症の症状・介護方法	介護者の心身の問題	家族関係	サービスへの苦情等	病院・施設の紹介	専門職からの問い合わせ
割合	34.5%	32.5%	14.3%	4.0%	2.9%	11.8%

・交流集会開催回数：104回（延べ1,584人参加）

ウ 認知症ケア技術の向上（平成30年度～）

認知症の人に対する介護技術の向上を図るため、施設や在宅で介護する家族等を対象とした研修会を開催している。

また、市町村の窓口担当職員向けの研修会を開催し、市町村認知症ケア相談室の設置を促進している。

<平成30年度実績>

・介護施設向け研修会：47回（1,407人参加）

・家族介護者向け研修会：10回（571人参加）

・市町村認知症ケア相談室の設置数：17市町村

(2) 早期発見・早期支援体制の整備

ア 初期集中支援チームの支援等

市町村が配置している認知症初期集中支援チームのメンバーや認知症地域支援推進員の活動を推進するため、研修を実施している。

- ・認知症初期集中支援チーム設置数：89チーム(全市町村合計)(平成31年4月現在)
<平成30年度実績>
- ・認知症初期集中支援チームの訪問：延べ1,661件(対象者358人)
- ・認知症初期集中支援チーム員研修：2回(58人参加)

認知症初期集中支援チームの概要



イ 認知症疾患医療センターの設置

地域の認知症に関する医療提供体制の中核的機能を果たすため、二次保健医療圏域ごとに認知症疾患医療センターを設置している。

- ・認知症疾患医療センター設置数：9(他にさいたま市が設置1)
- ・認知症疾患医療センターの主な役割
専門医療の提供、介護機関等との地域連携の推進、認知症医療従事者に対する研修

ウ かかりつけ医等の認知症対応力の向上

認知症の早期発見や、認知症の人の状況に応じた適切な診察を行うことができるよう、かかりつけ医や歯科医師、薬剤師などを対象に研修を実施している。

- ・認知症サポート医の養成(平成30年度までの累計)：205人(さいたま市を含む)
- ・認知症対応力向上研修受講者数(平成30年度までの累計)
かかりつけ医：1,322人、歯科医師：261人、薬剤師：423人

(3) 若年性認知症の人への支援

ア 若年性認知症支援コーディネーターの設置

若年性認知症の本人とその家族を総合的に支援するため、若年性認知症支援コーディネーターを置き、相談対応や居場所づくりを行っている。令和元年度から就労支援を行うコーディネーターを増員し、就労継続や再就職の相談対応、企業訪問などを行っている。

<平成30年度実績>

- ・若年性認知症コーディネーター相談対応：720件
- ・若年性認知症の親を持つ子世代のつどい：4回
- ・若年性認知症のつどい：16回
- ・企業への個別訪問：28件（令和元年4月～9月）
- ・企業向けセミナー
：さいたま市、川越市など県内4か所で予定（令和元年12月～令和2年1月）



若年性認知症の人・家族と支援専門職の交流スポーツイベント

イ 若年性認知症の理解促進

若年性認知症への理解を促進するため、行政・医療・介護・就労等支援関係者を対象としたセミナーの開催や、普及啓発のためのリーフレットを作成、配布している。

<平成30年度実績>

- ・若年性認知症支援セミナー：1回（321人参加）
- ・リーフレット「仕事上のトラブルも、もしかしたら“若年性認知症”が原因かもしれません」の作成、市町村・地域包括支援センターなどへの配布。

ウ 若年性認知症の人の実情把握

今後の若年性認知症施策の参考とするため、若年性認知症の人の生活状況等に関する実態調査を実施するほか、本人ミーティングを開催する。

- ・若年性認知症実態調査（令和元年7月～2年2月）
医療機関や地域包括支援センターなどへの一次調査。
一次調査を通じて把握した本人及び家族に対する二次調査。
- ・本人ミーティング（令和元年11月～2年3月）
川口市、越谷市など県内4か所で実施。

(4) 権利擁護の促進

ア 福祉サービス利用援助

認知症高齢者等が安心して日常生活を送れるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用や日常的な金銭管理の援助を行う事業を支援している。

・福祉サービス利用援助事業利用者

1, 153人（うち高齢者569人）（平成31年3月末現在）

イ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進するため、家庭裁判所や専門職団体との連携を深めるとともに、市町村長申立ての手続きを学ぶ研修の実施や市民後見人の養成に係る財政支援など市町村の支援を行っている。

<平成30年度実績>

- ・成年後見制度市町村長申立研修：1回（103人参加）
- ・市民後見人養成：18市町村（178人養成）
- ・成年後見制度利用促進協議会：平成30年5月設立、市町村・市町村社協・専門職団体などで構成、地区協議会会議（7回）